

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、  
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和6年12月10日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

右京区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和7年1月20日から同年3月18日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所： 集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
1月20日(月)	午前10時～午後2時00分	嵯峨小学校
1月21日(火)	午前10時～午後2時30分	梅津小学校
1月22日(水)	午前10時～午後2時00分	御室小学校
1月23日(木)	午前10時～午後2時00分	花園小学校
1月24日(金)	午前10時～午後2時30分	西京極小学校
1月27日(月)	午前10時～午後2時00分	山ノ内小学校
1月28日(火)	午前10時～午後2時30分	太秦小学校
1月29日(水)	午前10時～午後2時00分	西院中学校
1月31日(金)	午前10時～午後1時00分	旧 計量検査所
2月 3日(月)	午前10時～午後2時00分	嵯峨野小学校
3月13日(木)	午前10時～午後2時30分	右京区役所京北出張所
3月14日(金)	午後0時30分～午後2時	京都市農業協同組合 嵯峨野支店 経済出張所